

公 告

公 告 第 446 号

令和4年1月1日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



令和3年12月17日付大和健発第110号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和3年12月22日付近厚発1222第41号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

新旧条文対照表

新	旧
<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) (削除) (以下略) 株式会社エフ・ティー・シー大分 大分県大分市</p>	<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区 (以下略) 株式会社ロイヤルゲート 東京都港区 (以下略) 株式会社エフ・ティー・シー大分 大分県大分市</p>
<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) (削除) (以下略) 株式会社エフ・ティー・シー大分</p>	<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を組合員の範囲とする。 大和ハウス工業株式会社 (以下略) 株式会社ロイヤルゲート (以下略) 株式会社エフ・ティー・シー大分</p>
<p>附 則 この規約は、令和 4年1月1日から施行する。</p>	